

委員指摘事項に対する対応状況について

2009年3月17日

建設業における内部統制のあり方に関する研究会

ガイドラインに対する指摘事項(表紙/1章)

委員のご意見・指摘事項

【ガイドラインの名称】

ガイドラインの名称を「中小建設企業のための内部統制構築ガイドライン」(案)とし、中小建設企業が内部統制の理解を進めるために噛み砕いた副題を付けてはどうだろうか

[第1回研究会]

【簡単なチェックの項目について】

- ・経営者に問題認識を抱いてもらうために、経営者目線での記載内容にするべきではないか
- ・解決策の一例は、各項目ごとに2～3程度に数を限定した方が確認しやすいのではないか

[第3回WG]

検討の方針

ガイドラインの名称は「中小建設企業のための内部統制構築ガイドライン」(案)で決定

副題は、事務局より以下の案を提示

- ✓案1: ~ 環境変化に打ち勝つ強い企業造りのために ~
- ✓案2: ~ 内部統制の構築を通じた建設業の活力向上に向けて ~
- ✓案3: ~ 建設企業の未来に向けて! 内部統制の活かし方 ~

1章「簡単なチェックのための事例」の記述内容を修正 (p.2)

ガイドラインに対する指摘事項(2章)(1/3)

委員のご意見・指摘事項

検討の方針

【内部統制の範囲について】

- 「内部統制」の示す範囲や「コンプライアンス」「法令遵守」との関係を整理すべきではないか

[第2回研究会]

「2-1なぜ、今内部統制なのか」の記述に反映 (p.5)

【内部統制の導入目的】

- ・内部統制を導入する目的として、「経営の透明性が求められ、プロセスの明確化が必要となったこと」、「従来の勘に基づく経営では環境変化に適応できないため、リスクに対するコントロールが必要になったこと」を明記すべきではないか

[第3回WG]

「2-1なぜ、今内部統制なのか？」の記述に反映 (p.5)

【社会からの要請に関する記述について】

- 「社会からの要請」というキーワードは報告書では記載されているが、ガイドラインにおいても明記した方がよいのではないか

[第3回WG以降]

・ガイドライン中の「社会に蔓延する不信感の中で経営の透明性を確保すること」及び「社会の環境変化に伴い、従来の勘に基づく経営ではなく明確な文書などに基づく経営を行うこと」の記述が「社会からの要請」に対応 (p.5)
(報告書にも上記記述を反映 (p.3))

【大企業との関わりによる内部統制の必要性】

- ・今後は内部統制が義務付けられている大企業(例えば、発注者、元請、金融機関など)が、内部統制の必要性を訴求してくる可能性がある旨を記載すべきではないか

[第3回WG]

「2-2内部統制の構築によるメリット」の記述に反映 (p.6)

ガイドラインに対する指摘事項(2章)(2/3)

委員のご意見・指摘事項

検討の方針

【内部統制のメリット】

- ・経営環境の変化に関し、内部統制のメリットについては、もう少し具体性を示した方が良いのではないか(「経営環境への激しい変化への対応力があがることの期待」など具体的でないため、分かりづらい)
- ・内部統制のメリットは、「社長等の目が届くシステム」を構築するという点にあるのではないか(「社長の目の届かないところでのミス減少させる」ということではない)
- ・「内部統制」は企業の適正な運営を行うための仕組みづくりであるという視点を盛り込むべきではないか(「改善のツール」ではない)

[第2回研究会]

「2-2内部統制の構築によるメリット」の記述に反映 (p.5~6)

【内部統制構築の趣旨について】

- ・事件・事故などについては、内部統制を構築することによって解決するものと解決しないものがあると思われる

[第2回研究会]

「2-3 内部統制の限界と経営者の役割」の記述に反映 (p.6)

ガイドラインに対する指摘事項(2章)(3/3)

委員のご意見・指摘事項

検討の方針

【業務プロセスと管理プロセス】

・管理プロセスでは、現場における管理だけでなく、総務や経理といった間接部門での管理も含まれるため、現場責任者という記載は不適切ではないか

[第3回WG]

「2-4内部統制の全体像」の記述内容を修正 (p.8)

【内部統制の全体像について】

・COSOに関する内容の説明をガイドラインに記載するべきではないか

・検討に当たっては建設業界の業務プロセスの構造を整理した上で、承認等縦のプロセスを示す必要があるのではないか

・また内部統制と他のマネジメントシステム(ISO9000等)との関係を示すべきではないか

[第2回研究会]

・本ガイドラインでは、COSOの目的において、財務報告より、法令遵守の面をより留意した構成としていることを記載するべきではないか

・COSOと「中小建設企業のための内部統制の構築に係るチェックリスト」のフレームワーク(ガバナンス、経営方針、内部統制の態勢構築)の関連性を記載するべきではないか

[第3回WG]

「2-4内部統制の全体像」の記述に反映 (p.9)

ガイドラインに対する指摘事項(3章/4章)

委員のご意見・指摘事項

検討の方針

【内部統制の構築にむけたステップについて】

- 内部統制を構築させるためには、どのようなステップを踏んで促進させていくべきだろうか
- 内部統制は現状業務の問題を改善していくための発展形であるという風に話を持っていくと理解しやすいのではないだろうか
- 内部統制の構築手順のPDCAは、計画における狭い意味でのPDCAを示しており、一般的なPDCAと異なるため、活動全体のPDCAを表すように記載を変更するべきではないか

[第2回研究会]

3章「内部統制の構築の手順」の記述に反映（
p.10～p.13）

【統制活動の取組みについて】

- チェックリストによって問題を把握した後に内部統制を構築するにあたって、参照すべき具体的な取組みを示すべきではないか
- 様々な企業規模に対応できるように、「全ての企業が行うべき事項」と「50人以上の企業が行うべき事項」というように、チェックシートに対応する項目を書き分けることで対応すべきではないか

[第2回研究会]

別添「中小建設企業のための内部統制の構築に係るチェックリスト」の解説に反映

チェックリストに対する指摘事項(1/2)

委員のご意見・指摘事項

検討の方針

【チェックリスト(全般)について】

•チェックリストについては、「建設業者になじみのある文言とする」、「中小企業向けの項目とする」、「記載する対象や項目数を整理する」といった対応が必要ではないか

[第2回研究会]

•関連法令、反社会的勢力のチェック項目については、「コンプライアンス活動」の項目として記載するべきではないか

•コンプライアンス、リスクといった用語は、項目に対する解説の中で用語の説明を記載するべきではないか

[第3回WG]

別添「中小建設企業のための内部統制の構築に係るチェックリスト」として整理

【チェック項目の成熟度について】

成熟度については、中小企業向けのレベルとするとともに、5つのレベルに達しない場合の扱いや、最高レベルに到達することが必須ではないことなどを明記するべきではないか

[第2回研究会]

ガイドライン「3-2 現状把握・計画の策定(Plan)」の記述に反映 (p.11)

【人事制度について】

給与の算定、支払いは、従業員に対する適正な労働条件の評価項目に含めて記載するべきではないか

[第3回WG]

別添「中小建設企業のための内部統制の構築に係るチェックリスト」として整理 (態勢構築 項番22)

チェックリストに対する指摘事項(2/2)

委員のご意見・指摘事項

検討の方針

【情報セキュリティについて】

情報セキュリティの対象としては、個人情報だけでなく、見積り情報や工法に関わる知的所有権なども対象として記載するべきではないか

[第3回WG]

別添「中小建設企業のための内部統制の構築に係るチェックリスト」として整理（ 態勢構築 項番23）

【業務プロセスについて】

業務プロセス(受注/入札、契約、工事施工、検査)のチェック項目を記載するべきではないか

[第3回WG]

別添「中小建設企業のための内部統制の構築に係るチェックリスト」として整理（ 態勢構築 項番25～29）

報告書に対する指摘事項

委員のご意見・指摘事項

検討の方針

【本研究会の提言について】

ガイドラインの内容については、今後フォローアップによる見直しが必要となる旨を報告書にも記載すべきではないか

[第3回WG]

報告書「4 本研究会の提言」の記述に反映（p.12）

【契約に関する記述について】

「下請企業と適切な請負関係を保つこと」とあるが、「契約関係」と記載すればよいのではないか

[第3回WG以降]

報告書「1-2 本研究会の検討の経緯」の記述内容を修正（p.3）

【検討の経緯に関する記述について】

「～ではないか。」という表現が用いられているが、委員の合議で採択された報告書なので「～である。」といった表現にすべきではないか

[第3回WG以降]

報告書「1-2 本研究会の検討の経緯」の記述内容を修正（p.3～p.4）

【コンプライアンスに関する記述について】

•「コンプライアンス」という用語はガイドラインでは記載されているが、報告書においても明記した方がよいのではないか

[第3回WG以降]

報告書「3-2 ガイドラインの構成」の記述に反映（p.9）

その他

委員のご意見・指摘事項

【建設企業による公表資料の確認について】
ガイドラインやチェックリストについては、公表する前にいくつかの
企業に記載内容を確認してもらいたい

[第2回研究会]

検討の方針

中小建設企業にヒアリングを実施し、記載内容を確認